

第30 特定駐車場用泡消火設備

特定駐車場用泡消火設備とは、特定駐車場※における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下同じ。）を圧力により放射して当該火災の拡大を初期に抑制するための設備をいう。

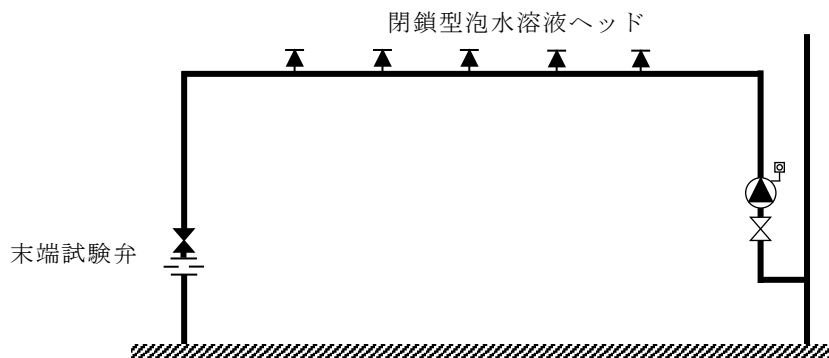
※特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成26年総務省令第23号。以下「23号省令」という。）第2条第1号に規定するものをいう。

1 設備の概要

泡消火設備は、50㎡から100㎡までの規模で放射区域を設定し、当該区域内に設置されている全てのフォームヘッドから泡を一斉に放射し、火災を消火するものであるが、特定駐車場用泡消火設備は、火災となった自動車等の防護対象物に対し、直近の閉鎖型泡水溶液ヘッド（特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであって、火災の熱により作動し、圧力により泡水溶液を放射するものをいう。以下同じ。）が開放し、泡水溶液を局所的に放射して火災を消火する設備である。

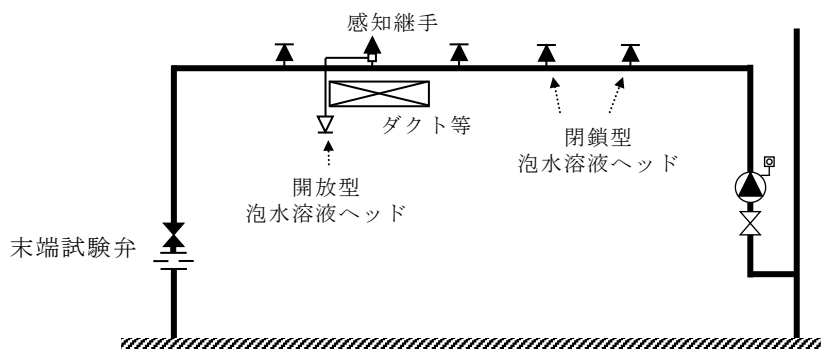
2 用語例

- (1) 特定駐車場とは、令別表第1に掲げる防火対象物の駐車のために供される部分で、次に掲げるものをいう。
 - ① 当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200㎡以上、1階にあっては500㎡以上、屋上部分にあっては300㎡以上のものうち、床面から天井までの高さが10m以下の部分
 - ② 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のものうち、床面から天井までの高さが10m以下のもの
 - ③ 条例第34条の6第1項第1欄に掲げる防火対象物又はその部分で、床面から天井までの高さが10m以下のもの
- (2) 単純型平面式泡消火設備とは、前(1).①に規定する特定駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分を除く。以下「平面式特定駐車場」という。）において閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いる特定駐車場用泡消火設備（(3)から(6)までに掲げるものを除く。）をいう。（第30-1図参照）



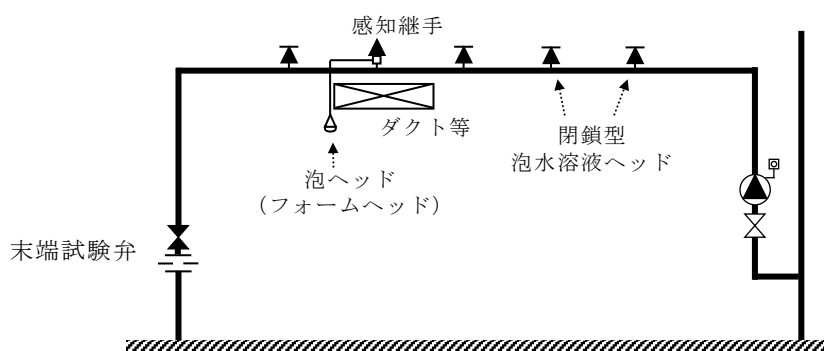
第30-1図 特定駐車場用泡消火設備の構成例（単純型平面式泡消火設備）

- (3) 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッドに泡水溶液を供給する継手をいう。以下同じ。）を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。（第30－2図参照）



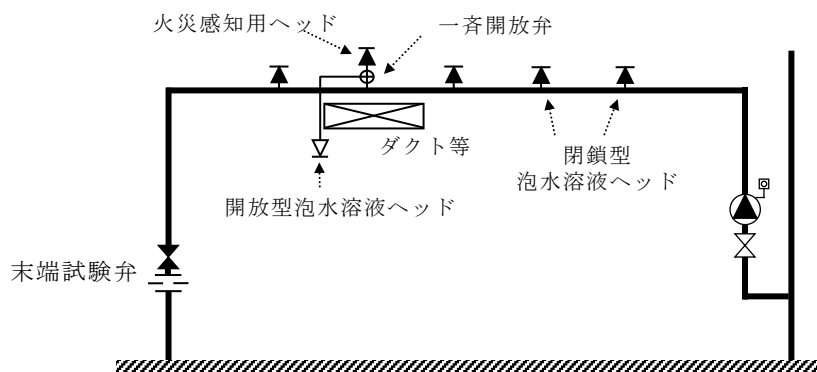
第30－2図 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例

- (4) 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。
(第30－3図参照)



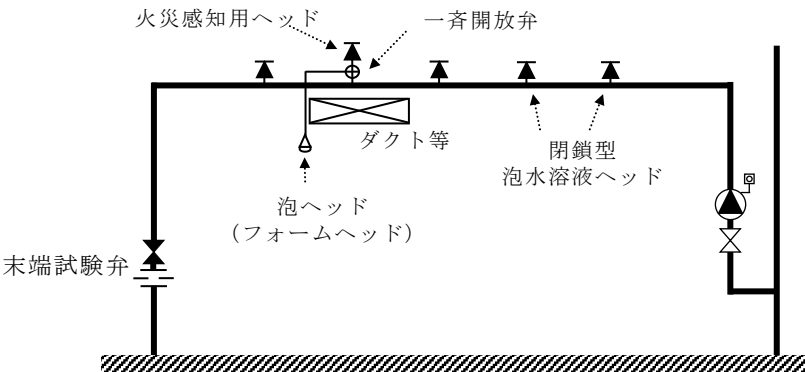
第30－3図 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例

- (5) 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。
(第30－4図参照)



第30－4図 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例

(6) 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。(第 30－5 図参照)



第 30－5 図 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例

- (7) 機械式泡消火設備とは、特定駐車場のうち、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分（以下「機械式特定駐車場」という。）において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド、一斉開放弁及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。
- (8) 流水検知装置とは、流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和 58 年自治省令第 2 号）の規定に適合する流水検知装置をいう。
- (9) 有効感知範囲とは、消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、感知継手、火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッドが火災の発生を有効に感知することができる範囲として確認された範囲をいう。
- (10) 有効放射範囲とは、消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドから放射する泡水溶液によって有効に消火することができる範囲として確認された範囲をいう。
- (11) 有効警戒範囲とは、前(9)及び(10)に規定する設備の有効感知範囲及び有効放射範囲が重複する範囲をいう。

第 30－1 表

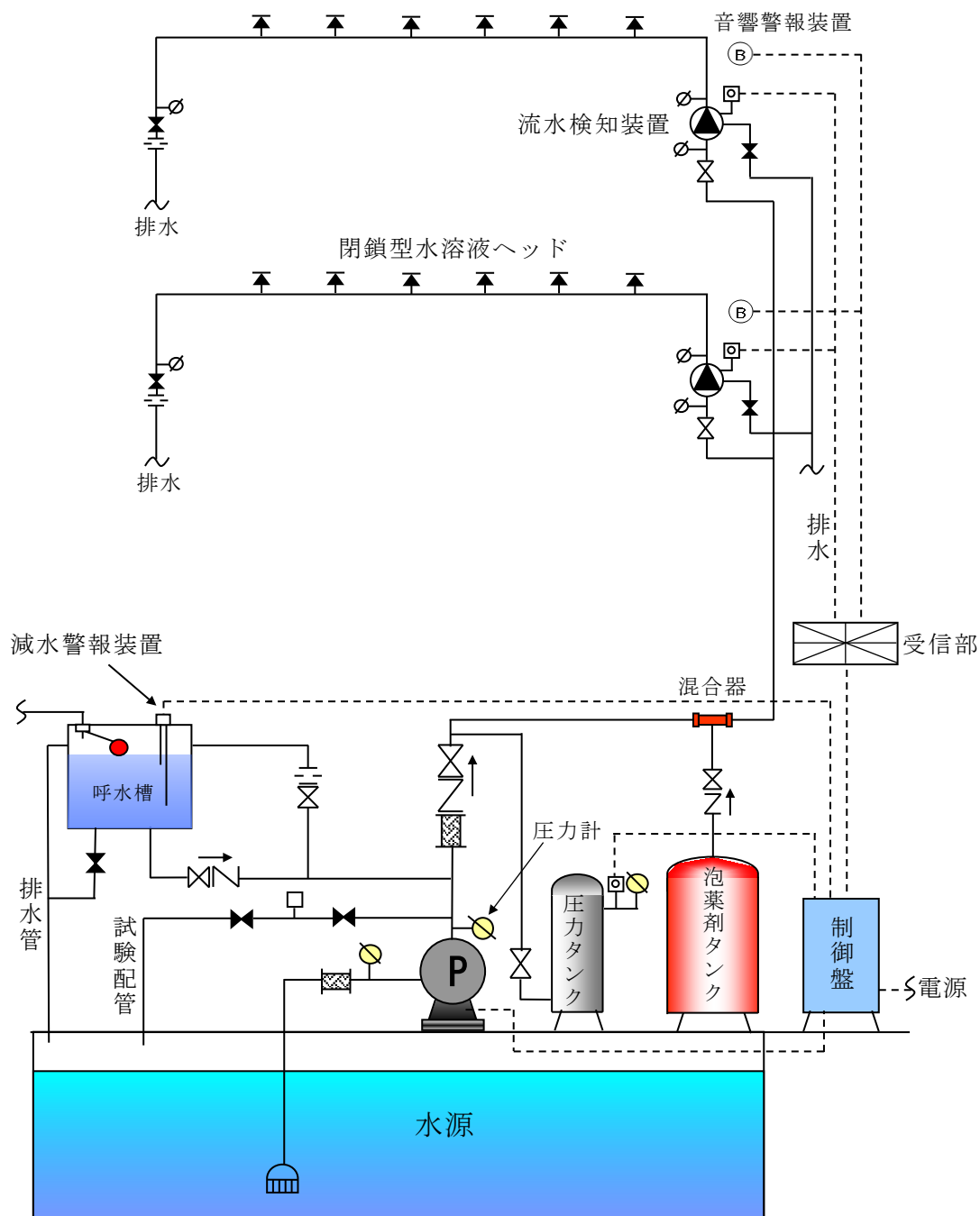
区 分	閉鎖型泡水 溶液ヘッド	感知継手	火災感知用ヘッド 及び一斉開放弁	開放型泡水 溶液ヘッド	泡ヘッド
単純型平面式泡消火設備	○				
感知継手開放ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○	○		○	
感知継手泡ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○	○			○
一斉開放弁開放ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○		○	○	
一斉開放弁泡ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○		○		○
機械式泡消火設備	○	△	△	△	△

凡例：○は、必ず用いるべき機器をいう。

△は、選択して用いることが可能な機器をいう。

3 単純型平面式泡消火設備

(1) 概要図 (第30-6図参照)



第30-6図

(2) 加圧送水装置

加圧送水装置は、次によること。

① ポンプを用いる加圧送水装置

ア 設置場所

設置場所は、23号省令第4条第6号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備4.(1).①を準用すること。

イ 機器

機器は、23号省令第4条第9号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備4.(1).②を準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、23号省令第4条第9号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備4.(1).③及び④.ア((ア)を除く。)を準用すること。ただし、規則第12条第1項第7号ハ(ニ)ただし書きにより、ポンプを他の消火設備と併用又は兼用する場合にあっては、他の消火設備が作動した際に、ウォーターハンマー等で特定駐車場用泡消火設備の一斉開放弁が作動しないように施されていること。

エ 泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置

規則第18条第4項第9号ニに規定する「泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置」は、第2屋内消火栓設備4.(4)(①を除く。)を準用すること。

② 高架水槽を用いる加圧送水装置

ア 設置場所

設置場所は、23号省令第4条第6号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備4.(2).①を準用すること。

イ 機器

機器は、23号省令第4条第9号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備4.(2).②を準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、23号省令第4条第9号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備4.(2).③を準用すること。

エ 泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置

規則第18条第4項第9号ニに規定する「泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置」は、第2屋内消火栓設備4.(4)(②及び③を除く。)を準用すること。

③ 圧力水槽を用いる加圧送水装置

ア 設置場所

設置場所は、23号省令第4条第6号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備4.(3).①を準用すること。

イ 機器

機器は、23号省令第4条第9号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備4.(3).②を準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、23号省令第4条第9号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備4.(3).③を準用すること。

エ 泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置

規則第18条第4項第9号ニに規定する「泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置」は、第2屋内消火栓設備4.(4)(①、②及び③を除く。)を準用すること。

(3) 水源

水源は、23号省令第4条第2号の規定によるほか、次によること。

① 水源は、第2屋内消火栓設備5.(1)(②を除く。)を準用すること。

② 水源の水量は、次のア及びイに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

ア 消防庁長官が定める試験方法において火災の発生時に開放することが確認された閉鎖型泡水溶液ヘッドの最大個数（以下この項において「最大開放個数」という。）又は次

の式により求められる閉鎖型泡水溶液ヘッドの個数のうちいずれか大きい個数（当該個数が8以下の場合にあっては、8）の閉鎖型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に、泡水溶液を10分間放射することができる量

$$N = 10 \times (2.3)^2 \div r^2$$

r：閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の半径（2以上の種類の閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いる場合にあっては最小の半径に限る。）（単位：m）

N：閉鎖型泡水溶液ヘッドの個数（小数点以下は切り上げる。）（単位：個）

イ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

この場合、「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」とは、ポンプから最遠の閉鎖型泡水溶液ヘッドまでの配管を満たすに必要な水量とすること。

（参考）ポンプ吐出量及び水源水量の計算例

○閉鎖型泡水溶液ヘッドの仕様

- ・有効感知範囲の半径：2.1m
- ・放水量：40ℓ/min

○配管内を満たすに要する泡水溶液の量：1,000ℓ

$$\begin{aligned} N &= 10 \times (2.3)^2 \div r^2 \\ &= 10 \times (2.3)^2 \div 2.1^2 \\ &\div 11.9 \rightarrow 12 \text{ 個} \end{aligned}$$

〔水源水量〕

$$(12 \text{ 個} \times 40\ell/\text{min} \times 10 \text{ 分間}) + (1,000\ell) = 5,800\ell \rightarrow 5.8 \text{ m}^3$$

〔泡消火薬剤〕

○泡消火薬剤混合装置：プレッシャー・プロポーショナー方式

○希釈容量濃度：3%

$$(12 \text{ 個} \times 40\ell/\text{min} \times 10 \text{ 分間} \times 3\%) + (1,000\ell \times 3\%) = 174\ell \text{ 以上}$$

〔ポンプ吐出量〕

$$12 \text{ 個} \times 40\ell/\text{min} = 480\ell/\text{min}$$

（4）配管等

配管等は、23号省令第4条第8号の規定によるほか、次によること。

① 配管は、第2屋内消火栓設備6.(1)を準用するほか、次によること。

ア 配管は、専用とすること。☞i

イ 車両が配管等へ接触することによる折損、破損事故を防止する措置が講じられること。☞i

ウ 配管の呼び径は、当該機器の仕様書によること。☞i

② 管継手

管継手は、第2屋内消火栓設備6.(1).③及び④を準用すること。

③ バルブ類

バルブ類は、第2屋内消火栓設備6.(1).⑤及び⑥を準用すること。

④ 配管内の充水

配管内は、第2屋内消火栓設備6.(2).①.イの例により、常時充水しておくこと。

☞ i

(5) 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、「配管の摩擦損失計算の基準」(平成20年消防庁告示第32号)によるほか、第5泡消火設備4.(6)⑤を準用すること。

(6) 泡消火薬剤

23号省令第4条第5号に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、前(3).②に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、23号省令第4条第12号の規定によるほか、混合方式は、プレッシャー・プロポーション方式とすること。☞ i

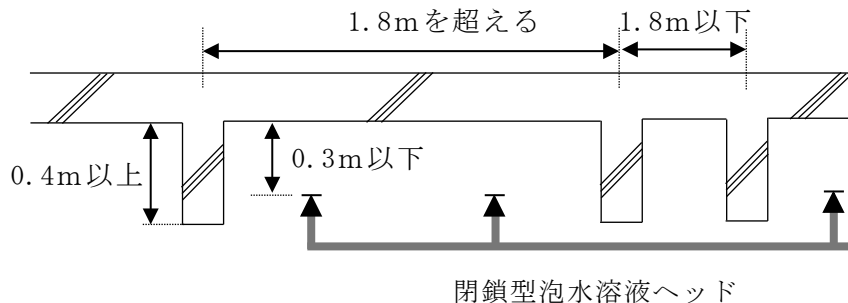
(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、23号省令第4条第1号の規定によるほか、次によること。

① 設置場所

ア 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該ヘッドの取付け面から0.4m以上突き出したはり等によって区画された部分ごとに設けること。ただし、当該はり等の相互間の中心距離が1.8m以下である場合にあつては、この限りでない。(第30-7図参照)

なお、閉鎖型泡水溶液ヘッドの配置及びはり等がある場合の設置は、当該機器の仕様書によること。

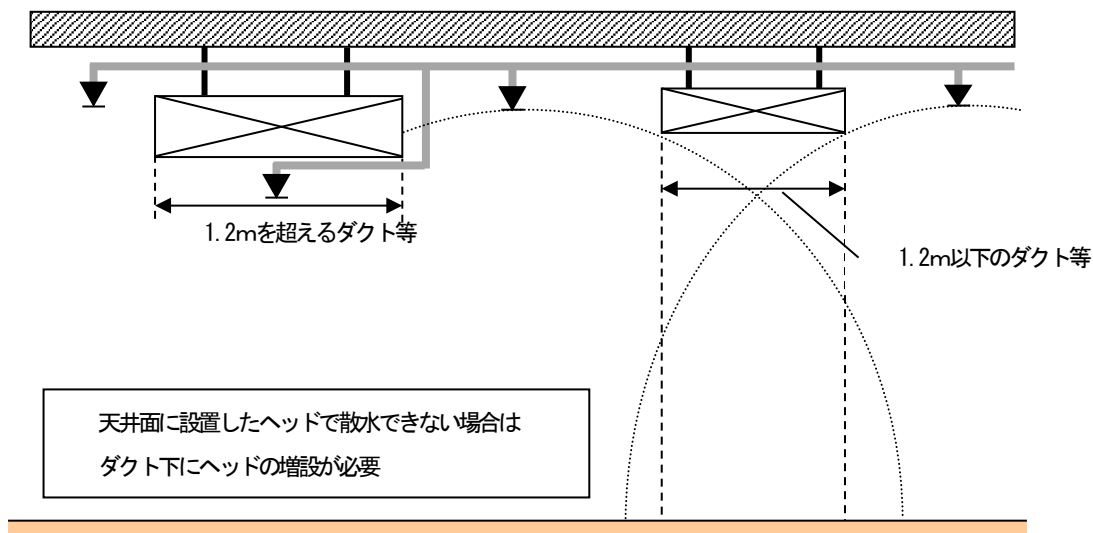


第30-7図

イ 給排気用ダクト、棚ケーブルラック等(以下この項において「ダクト等」という。)

でその幅又は奥行が1.2mを超えるものがある場合には、当該ダクト等の下面にも閉鎖型泡水溶液ヘッドを設けること。

また、幅又は奥行が1.2m以下のダクト等においても、当該ダクト等の下面に散水できるように閉鎖型泡水溶液ヘッドを天井等(天井が設けられていない場合は、スラブ又は屋根の下部)に設けること。(第30-8図参照) ☞ i



第 30－ 8 図 閉鎖型泡水溶液ヘッドの設置例

ウ 閉鎖型泡水溶液ヘッドのデフレクターと当該ヘッドの取付け面との距離は、0.3m以下であること。

なお、有効な消火ができるよう、当該機器の仕様書で定める範囲内には、何も設けられ、又は置かれていないこと。

エ 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該ヘッドの軸心が当該ヘッドの取付け面に対して直角となるように設けること。

オ 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて第 30－ 2 表で定める標示温度を有するものを設けること。

第 30－ 2 表

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上 64℃未満	79℃以上 121℃未満

カ 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、防護対象物（当該消火設備によって消火すべき対象物をいう。以下同じ。）のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

キ 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付高さの範囲内に設けること。

ク 閉鎖型泡水溶液ヘッドの周囲には、感知及び放射分布に障害となるものがないこと。

② 機器

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、認定品を使用すること。☞ i

(9) 流水検知装置

流水検知装置は、23 号省令第 4 条第 3 号の規定によること。

(10) 制御弁

第 5 泡消火設備 4.(6).②.ア.(キ)を準用すること。☞ i

(11) 自動警報装置

自動警報装置は、23 号省令第 4 条第 11 号の規定によるほか、第 5 泡消火設備 4.(8)を準用すること。

(12) 起動装置

起動装置は、23 号省令第 4 条第 10 号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動

と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、第4スプリンクラー設備3.(6).

①.アを準用すること。

(13) 末端試験弁

末端試験弁は、23号省令第4条第15号の規定によるほか、第4スプリンクラー設備3.(4).②を準用すること。

(14) 表示及び警報

表示及び警報は、第2屋内消火栓設備13を準用すること。

(15) 貯水槽等の耐震措置

23号省令第4条第14号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第2屋内消火栓設備9を準用すること。

(16) 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、23号省令第4条第7号の規定によるほか、次によること。

① 非常電源等

非常電源及び非常電源回路の配線等は、第3非常電源によること。

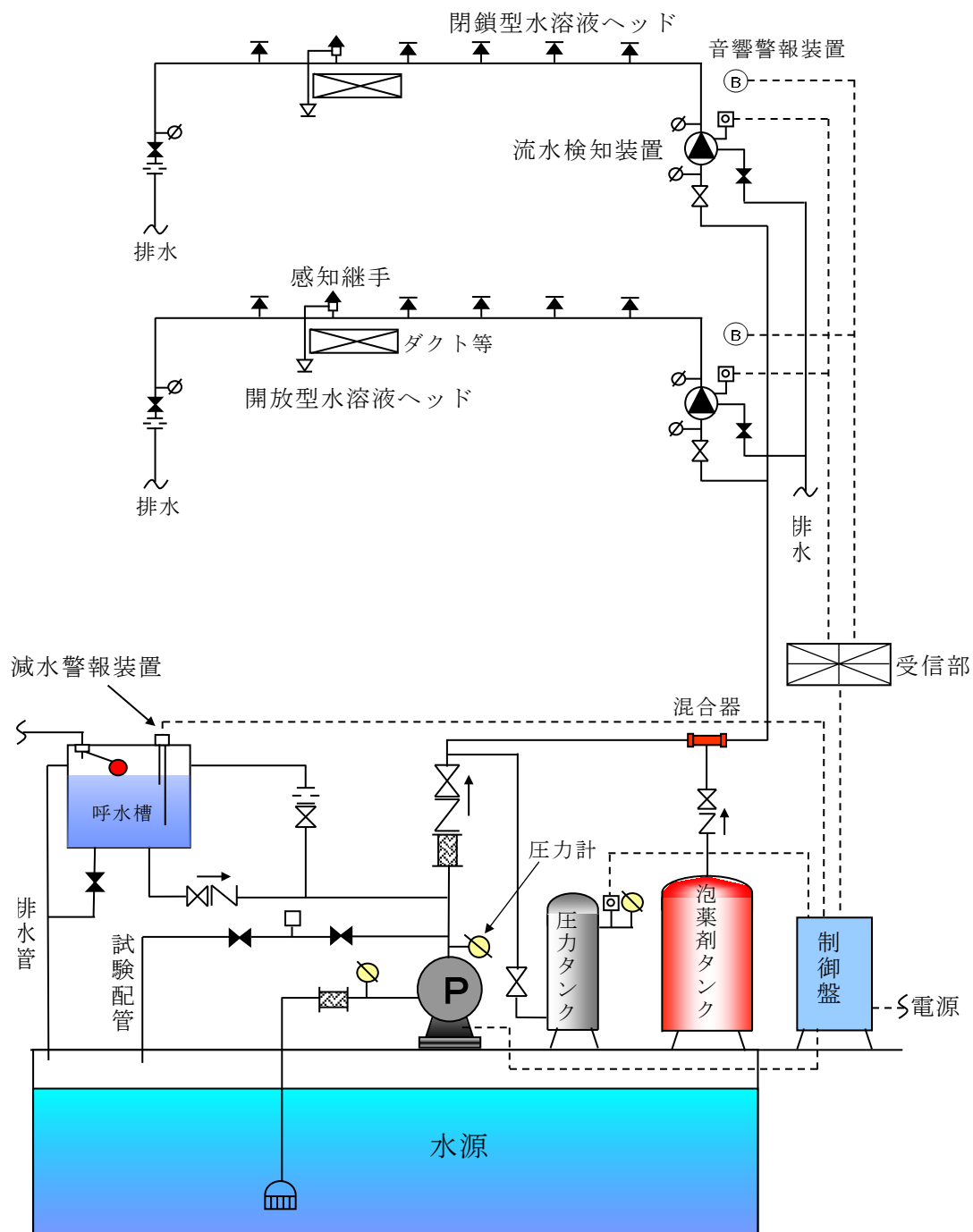
② 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、第2屋内消火栓設備8を準用すること。

③ 非常電源回路、操作回路及び警報装置回路の配線は、第3-2非常電源回路等1.(2)によること。

4 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

(1) 概要図 (第30-9図参照)



第30-9図

(2) 加圧送水装置

加圧送水装置は、前3.(2)によること。

(3) 水源

水源は、23号省令第5条第4号の規定によるほか、次によること。

- ① 水源は、第2屋内消火栓設備5.(1)(②を除く。)を準用すること。
- ② 水源の水量は、次のア及びイに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

ア 水源の水量は、前3(3)②アに定める量又は次の(ア)若しくは(イ)に定める個数のいずれか大きい個数(当該個数が8以下の場合にあっては、8)の閉鎖型泡水溶液

ヘッド及び感知継手を同時に開放した場合に泡水溶液を10分間放射することができる量

- (ア) 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数
 - (イ) 前3.(3)②アに定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数
- イ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

(4) 配管等

配管等は、23号省令第5条第5号の規定によるほか、前3.(4)によること。

(5) 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、前3.(5)によること。

(6) 泡消火薬剤

泡消火薬剤の貯蔵量は、前(3).②に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、前3.(7)によること。☞ i

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、23号省令第5条第1号の規定によるほか、前3.(8)によること。

(9) 感知継手

感知継手は、23号省令第5条第1号の規定によるほか、次によること。

① 設置場所

ア 感知継手は、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて第30-3表で定める標示温度を有するものを設けること。

第30-3表

取り付ける場所の最高周囲温度標示温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上 64℃未満	79℃以上 121℃未満

イ 感知継手は、防護対象物の全ての表面が開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内（開放型泡水溶液ヘッドの有効散水範囲と感知継手の感知範囲が重複する範囲。以下同じ。）に包含できるように設けること。（第30-10図及び第30-11図参照）

なお、感知継手の配置及びはり等がある場合の設置は、当該機器の仕様書によること。

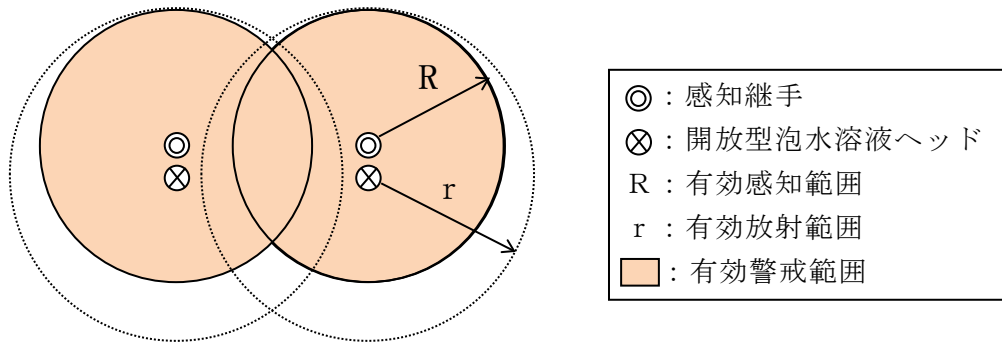
ウ 感知継手は、当該機器の仕様書で定める取付高さの範囲内に設けること。

エ 感知継手と取付け面との距離は、当該機器の仕様書で定める距離とすること。

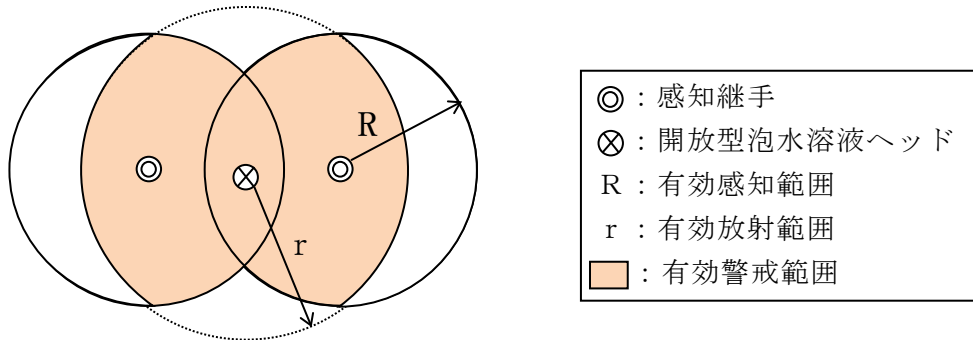
オ 感知継手の周囲には、感知に障害となるものがないこと。

② 機器

感知継手は、認定品を使用すること ㉞ i



第 30－10 図 一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数が 1 の場合



第 30－11 図 一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数が 2 の場合

(10) 開放型泡水溶液ヘッド

開放型泡水溶液ヘッドは、23 号省令第 5 条第 2 号及び第 3 号の規定によるほか、次によること。

① 設置場所等

ア 開放型泡水溶液ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。

イ 一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は 2 以下とすること。

ウ 開放型泡水溶液ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるよう設けること。

エ 開放型泡水溶液ヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付け高さの範囲内に設けること。

オ 開放型泡水溶液ヘッドの周囲には放射分布に障害となるものがないこと。

② 機器

開放型泡水溶液ヘッドは、認定品を使用すること ㉞ i

(11) 流水検知装置

流水検知装置は、前 3.(9)によること。

(12) 制御弁

制御弁は、前 3.(10)によること。㉞ i

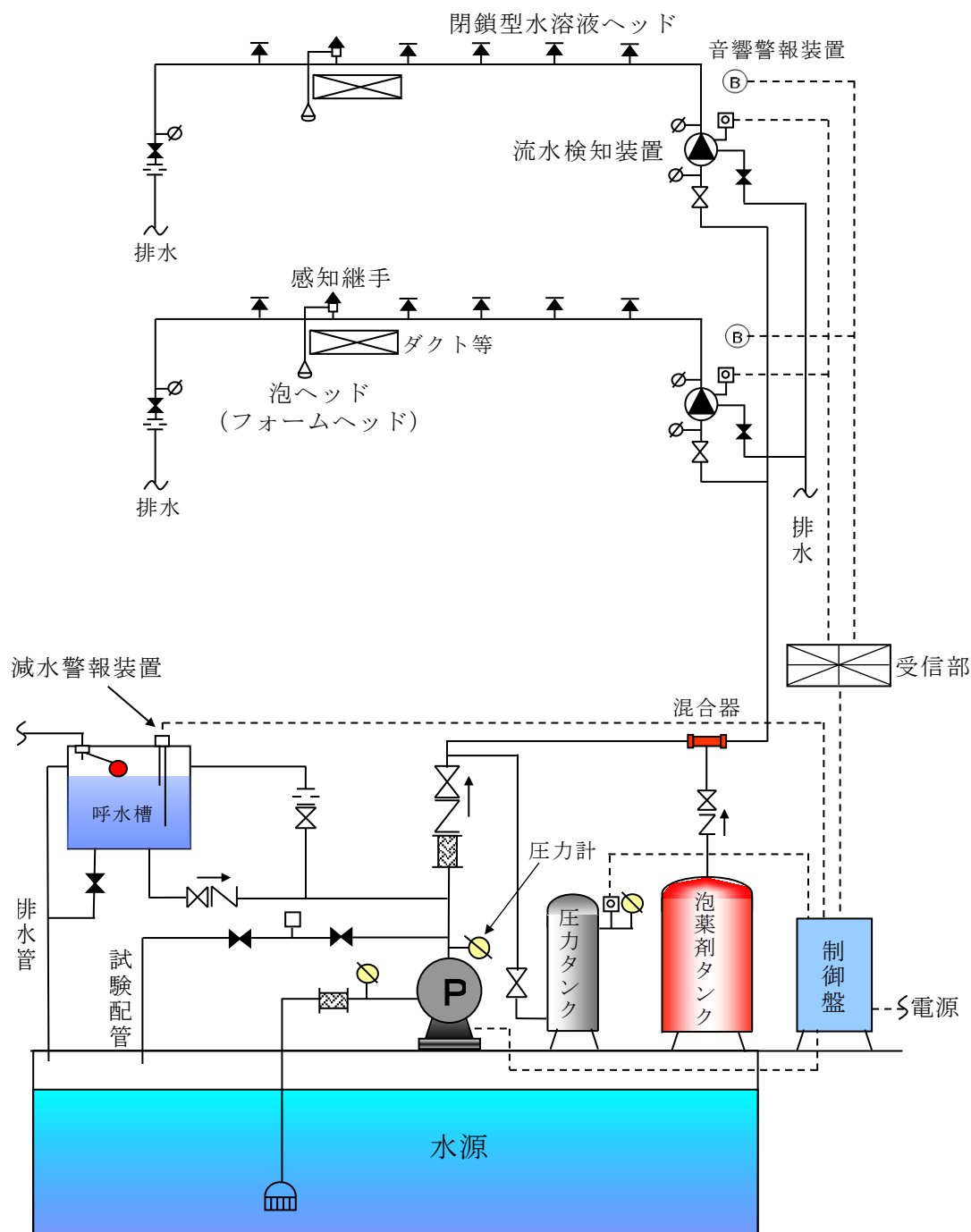
(13) 自動警報装置

自動警報装置は、前 3.(11)によること。

- (14) 起動装置
起動装置は、前3.(12)によること。
- (15) 末端試験弁
末端試験弁は、前3.(13)によること。
- (16) 表示及び警報
表示及び警報は、前3.(14)によること。
- (17) 貯水槽等の耐震措置
貯水槽等の耐震措置は、前3.(15)によること。
- (18) 非常電源及び配線等
非常電源及び配線等は、前3.(16)によること。

5 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備

(1) 概要図 (第30-12図参照)



第30-12図

- (2) 加圧送水装置
加圧送水装置は、前3.(2)によること。
- (3) 水源
水源は、前4.(3)によること。
- (4) 配管等
配管等は、前4.(4)によること。
- (5) 配管等の摩擦損失計算
配管等の摩擦損失計算は、前3.(5)によること。
- (6) 泡消火薬剤

泡消火薬剤の貯蔵量は、前(3)に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、前3.(7)によること。☞ i

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、23号省令第6条第2号の規定によるほか、前3.(8)によること。

(9) 感知継手

感知継手は、前4.(9)によること。

(10) 泡ヘッド（フォームヘッド）

泡ヘッドは、23号省令第6条第1号及び第2号の規定によるほか、次によること。

① 設置場所等

ア 泡ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。

イ 一の感知継手に接続する泡ヘッドの数は2以下とすること。

ウ 泡ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、泡ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

エ フォームヘッドは、規則第18条第1項第2号ロ及びハの規定によるほか、第5泡消火設備4.(3).④.アを準用すること。

② 機器☞ i

フォームヘッドは、消防防災用設備機器性能評定委員会において性能評定を受けたものを使用すること。

(11) 流水検知装置

流水検知装置は、前3.(9)によること。

(12) 制御弁

制御弁は、前3.(10)によること。☞ i

(13) 自動警報装置

自動警報装置は、前3.(11)によること。

(14) 起動装置

起動装置は、前3.(12)によること。

(15) 末端試験弁

末端試験弁は、前3.(13)によること。

(16) 表示及び警報

表示及び警報は、前3.(14)によること。

(17) 貯水槽等の耐震措置

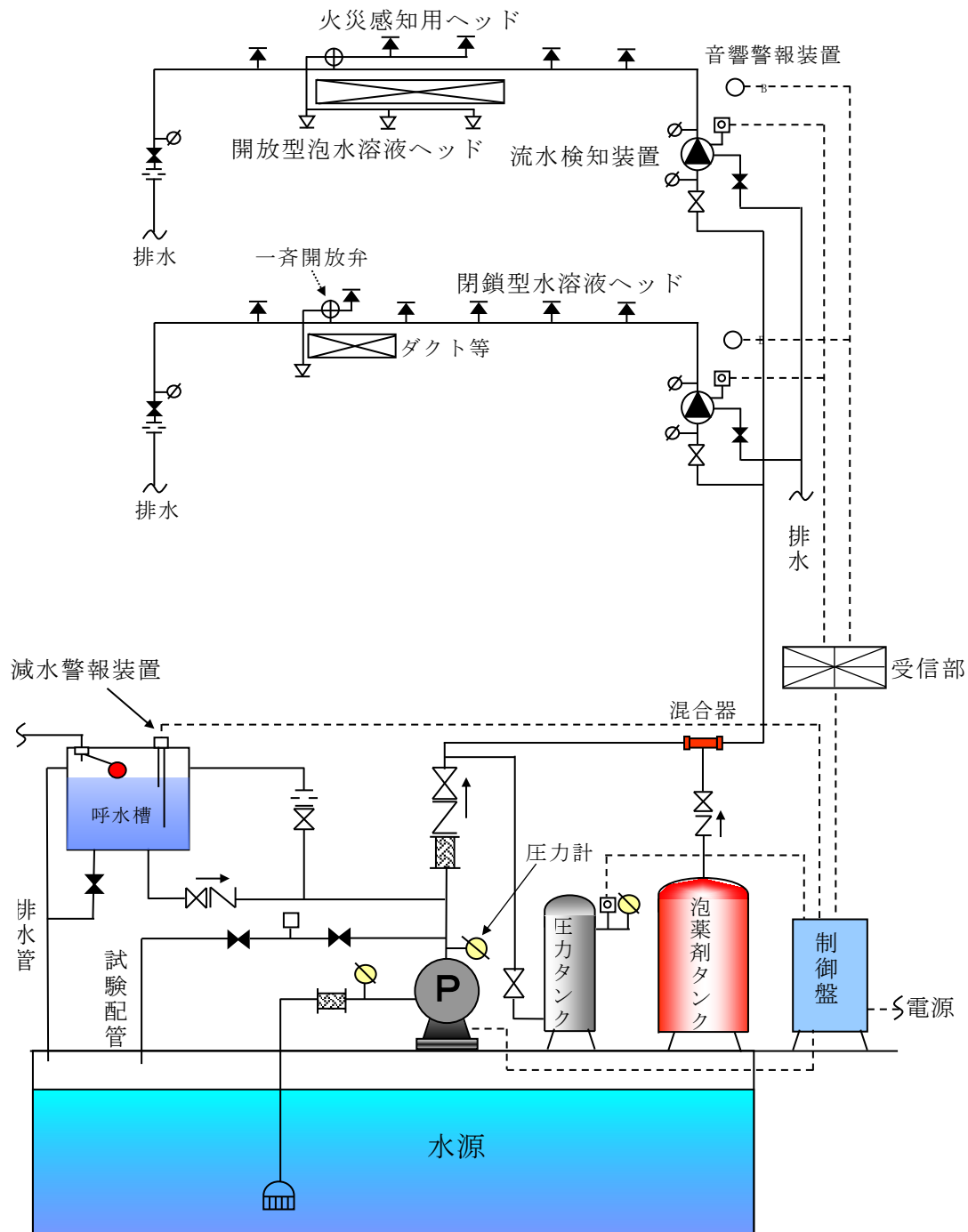
貯水槽等の耐震措置は、前3.(15)によること。

(18) 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、前3.(16)によること。

6 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

(1) 概要図 (第30-13図参照)



第30-13図

(2) 加圧送水装置

加圧送水装置は、前3.(2)によること。

(3) 水源

水源は、23号省令第7条第4号の規定によるほか、次によること。

- ① 水源は、第2屋内消火栓設備5.(1)(②を除く。)を準用すること。
- ② 水源の水量は、次のア及びイに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

ア 前3.(3).②.アに定める量又は次の(ア)若しくは(イ)に定める個数のいずれか大きい個数（当該個数が8以下の場合にあっては、8）の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に泡水溶液を10分間放射することができる量

(ア) 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる最大個数の火災感知ヘッド等と連動して開放する一斉開放弁に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた開放型泡水溶液ヘッドが接続された一斉開放弁の個数を減じた個数

(イ) 前3.(3).②.アに定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる最大個数の火災感知ヘッド等と連動して開放する一斉開放弁に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた2以上の開放型泡水溶液ヘッド等が接続された一斉開放弁の個数を減じた個数

イ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

(4) 配管等

配管等は、23号省令第7条第5号の規定によるほか、前3.(4)によること。

(5) 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、前3.(5)によること。

(6) 泡消火薬剤

泡消火薬剤の貯蔵量は、前(3).②に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、前3.(7)によること。☞ i

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、23号省令第7条第3号の規定によるほか、前3.(8)によること。

(9) 火災感知ヘッド等

火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド（以下この項において「火災感知ヘッド等」という。）は、23号省令第7条第1号の規定によるほか、次によること。

① 火災感知ヘッド等は、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて第30－3表で定める標示温度を有するものを設けること。

② 火災感知ヘッド等取付け面の高さは、第30－4表により、火災を有効に感知できるように設けること。

第30－3表

取り付ける場所の最高周囲温度標示温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上 64℃未満	79℃以上 121℃未満

第30－4表

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
1 種	20 m ² 以下	7 m以下	2 種	20 m ² 以下	5m以下
	13 m ² 以下	10m以下		11 m ² 以下	10m以下

③ 火災感知ヘッド等は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲及び火災感知ヘッド等の有効感知範囲内に包含できるように設けること。

(10) 開放型泡水溶液ヘッド

開放型泡水溶液ヘッドは、23号省令第7条第2号及び第3号の規定によるほか、次によること。

① 設置場所等

ア 開放型泡水溶液ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放弁の開放により放射すること。

イ 一の一斉開放弁に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は4以下とすること。

ウ 開放型泡水溶液ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、開放型泡水溶液ヘッド及び火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるよう設けること。

エ 開放型泡水溶液ヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付高さの範囲内に設けること。

オ 開放型泡水溶液ヘッドの周囲には放射分布に障害となるものがないこと。

② 機器

開放型泡水溶液ヘッドは、認定品を使用すること。☞ i

(11) 流水検知装置

流水検知装置は、前3.(9)によること。

(12) 制御弁

制御弁は、前3.(10)によること。☞ i

(13) 一斉開放弁

一斉開放弁は、次によること。

① 一斉開放弁は、一の放射区域への放射量に応じた呼び径のものをを用いること。

② 一斉開放弁の一次側及び二次側には、仕切弁を設けることを要しないこと。

(14) 自動警報装置

自動警報装置は、前3.(11)によること。

(15) 起動装置

起動装置は、前3.(12)によること。

(16) 末端試験弁

末端試験弁は、前3.(13)によること。

(17) 表示及び警報

表示及び警報は、前3.(14)によること。

(18) 貯水槽等の耐震措置

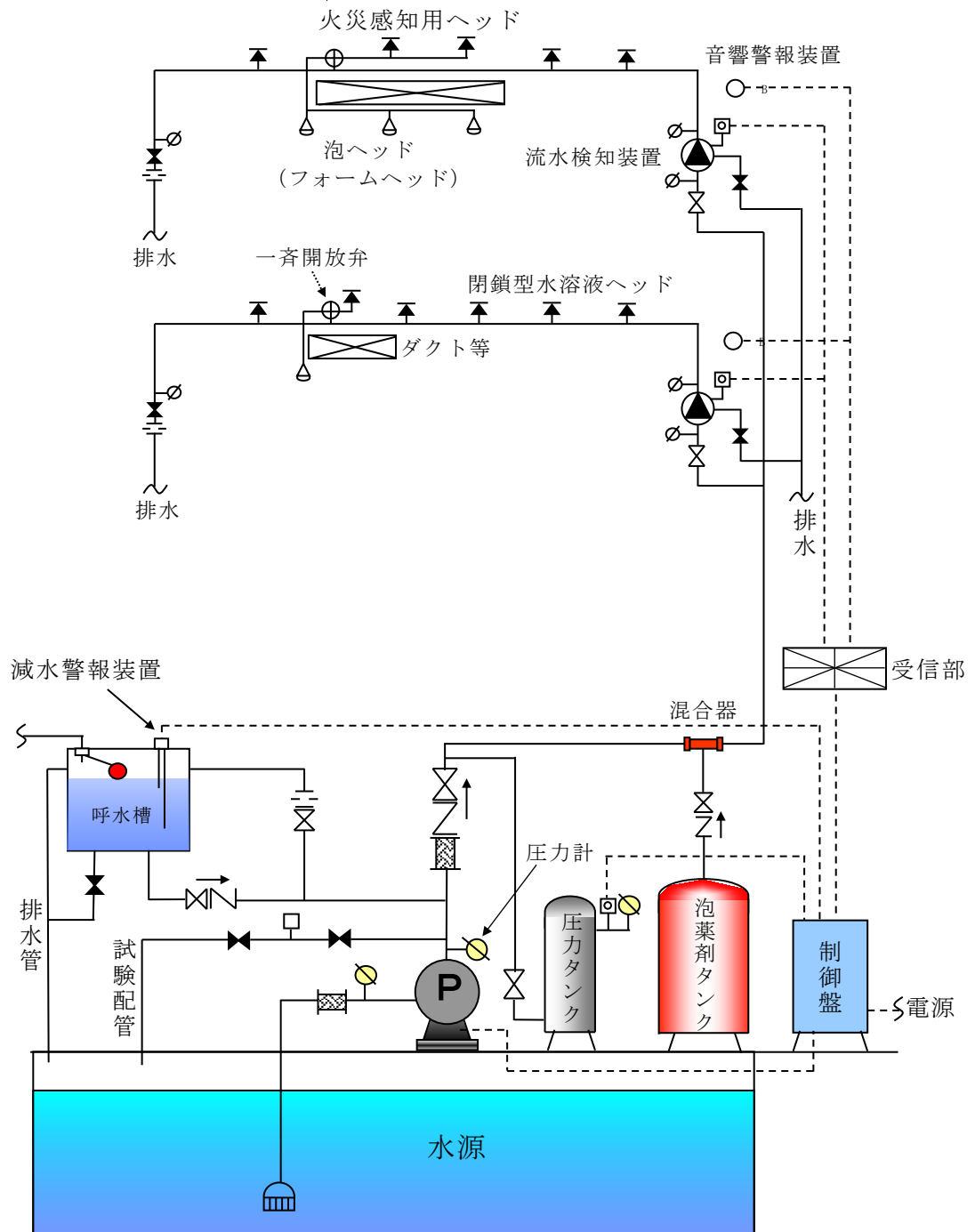
貯水槽等の耐震措置は、前3.(15)によること。

(19) 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、前3.(16)によること。

7 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備

(1) 概要図 (第30-14図参照)



第30-14図

- (2) 加圧送水装置
加圧送水装置は、前3.(2)によること。
- (3) 水源
水源は、前6.(3)によること。
- (4) 配管等
配管等は、前6.(4)によること。
- (5) 配管等の摩擦損失計算
配管等の摩擦損失計算は、前3.(5)によること。
- (6) 泡消火薬剤

泡消火薬剤の貯蔵量は、前(3)に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、前3.(7)によること。☞ i

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、23号省令第8条第2号の規定によるほか、前3.(8)によること。

(9) 火災感知ヘッド等

火災感知ヘッド等は、前6.(9)によること。

(10) 泡ヘッド（フォームヘッド）

泡ヘッドは、23号省令第8条第1号及び第2号の規定によるほか、次によること。

① 設置場所等

ア 泡ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放弁の開放により放射すること。

イ 一の一斉開放弁に接続する泡ヘッドの数は4以下とすること。

ウ 泡ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、泡ヘッド及び火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。

エ フォームヘッドは、規則第18条第1項第2号ロ及びハの規定によるほか、第5泡消火設備4.(3).④アを準用すること。

② 機器

フォームヘッドは、評定品を使用すること。☞ i

(11) 流水検知装置

流水検知装置は、前3.(9)によること。

(12) 制御弁

制御弁は、前3.(10)によること。☞ i

(13) 一斉開放弁

一斉開放弁は、前6.(13)によること。

(14) 自動警報装置

自動警報装置は、前3.(11)によること。

(15) 起動装置

起動装置は、前3.(12)によること。

(16) 末端試験弁

末端試験弁は、前3.(13)によること。

(17) 表示及び警報

表示及び警報は、前3.(14)によること。

(18) 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、前3.(15)によること。

(19) 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、前3.(16)によること。

8 機械式泡消火設備

(1) 加圧送水装置

加圧送水装置は、前3.(2)によること。

(2) 水源

水源は、前3.(3)、前4.(3)又は前6.(3)によること。

(3) 配管等

- 配管等は、前3.(4)によること。
- (4) 配管等の摩擦損失計算
配管等の摩擦損失計算は、前3.(5)によること。
- (5) 泡消火薬剤
泡消火薬剤の貯蔵量は、前(2)に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。
- (6) 泡消火薬剤混合装置
泡消火薬剤混合装置は、前3.(7)によること。☞ i
- (7) 閉鎖型泡水溶液ヘッド
閉鎖型泡水溶液ヘッドは、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前3.(8)によること。ただし、当該機械装置の部分に設ける場合にあつては、23号省令第4条第1号（イ及びロ以外の部分に限る。）に定めるところにより設置することを要しない。
- (8) 感知継手
感知継手は、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前4.(9)によること。
- (9) 火災感知ヘッド等
火災感知ヘッド等は、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前6.(9)によること。
- (10) 開放型泡水溶液ヘッド
開放型泡水溶液ヘッドは、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前4(10)又は前6.(10)によること。
- (11) 泡ヘッド（フォームヘッド）
泡ヘッドは、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前5.(10)又は前7(10)によること。
- (12) 流水検知装置
流水検知装置は、前3.(9)によること。
- (13) 制御弁
制御弁は前3.(10)によること。☞ i
- (14) 一斉開放弁
一斉開放弁は、前6.(13)によること。
- (15) 自動警報装置
自動警報装置は、前3.(11)によること。
- (16) 起動装置
起動装置は、前3.(12)によること。
- (17) 末端試験弁
末端試験弁は、前3.(13)によること。
- (18) 表示及び警報
表示及び警報は、前3.(14)によること。
- (19) 貯水槽等の耐震措置
貯水槽等の耐震措置は、前3.(15)によること。
- (20) 非常電源及び配線等
非常電源及び配線等は、前3.(16)によること。

9 その他

特定駐車場用泡消火設備は、認定品（閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手に限る。）を含む当該設備を構成する機器等の組み合わせ等についての日本消防検定協会の特定機器評価を受けたものを設置すること。☞ i

